

一般社団法人 大分県建築士事務所協会
建築物耐震判定業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人 大分県建築士事務所協会耐震判定会運営要領の規定に基づき、一般社団法人 大分県建築士事務所協会(以下「事務所協会」という)が行う、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画(以下「耐震診断等」という)に係る判定業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断等の判定の申請)

第2条 運営要領第2条第1号の判定は、建築物の所有者又は所有者より依頼を受けて耐震診断等を行った者等の申請に基づいて行う。

2 前項の申請をしようとする者(以下「申請者等」という)は、耐震診断等判定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、正本1部を事務所協会へ提出するものとする。

- (1) 判定を受けようとする耐震診断書又は耐震改修計画書
- (2) 耐震診断等の根拠とした既存建築物の現況に関する調査書

(耐震判定会の実施)

第3条 前条の申請があった時は、事務所協会は、申請に係る耐震診断等適否を判断するため運営要領第4条に定める耐震判定会を開催することとし、申請者等に、その期日を通知するものとする。

- 2 耐震判定会委員長は、判定のため必要があるときは、耐震診断等を行った者に対して資料の提出を求め、又は耐震判定会等において説明を求める事が出来る。
- 3 耐震判定会委員長は、耐震診断等がより適正なものとなるよう、必要な助言を行うものとし、必要に応じて申請者等に対し、相当の期限を定めて耐震診断等の修正を求める事が出来る。

(耐震判定書の交付)

第4条 耐震判定会において、耐震診断等が適正と認められた時は、事務所協会は、所有者に耐震判定書(第2号様式)を交付するものとする。

2 事務所協会は、申請者等が理由なく前条第2項及び第3項の求めに応じないため耐震判定書を交付出来ない時は、申請者に対し文書をもって、その旨を通知するものとする。

(補則)

第5条 その他、この要領の施行について必要な事項は事務所協会の会長が別に定める。

附則 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

一般社団法人 大分県建築士事務所協会耐震判定会運営要領

(設置)

第1条 既存建築物の耐震性能の向上を図るため、一般社団法人 大分県建築士事務所協会(以下「事務所協会」という)に耐震判定会を設置する。

(事業)

第2条 耐震判定会は、既存建築物の耐震性能の向上のため、次の事業を行う。

- (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画に係る判定及び判定書の交付。
- (2) その他、耐震診断・耐震改修を促進するために必要な事業。

(耐震判定会の委員及び班体制)

第3条 耐震判定会の委員は、学識経験者、実務経験者及び行政技術者から事務所協会の会長が選任する。

- 2 耐震判定会の委員の数は、5名以上とする。
- 3 耐震判定会を2班体制とし、それぞれの耐震判定会に事務所協会の会長が委員長1名、副委員長1名を選任する。
- 4 各委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(耐震判定会の招集)

第4条 耐震判定会は、事務所協会の会長が招集する。

(秘密保持義務)

第5条 耐震判定会委員、事務局職員及びこれらであった者は、事務所協会の行う既存建築物の耐震判定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第6条 この要領の施行について必要な事項は事務所協会の会長が別に定める。

附則 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年9月17日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

判定委員・記録員名簿

	氏名	事務所名	備考	
判定委員	菊池健児	大分大学	委員長(1班)	外部委員
	黒木正幸	大分大学	副委員長(1班)	
	毛井崇博	九州工業大学	委員長(2班)	
	前口剛洋	西日本工業大学	副委員長(2班)	
	都瑠淳一	大分県建築住宅課		
	坪井敬行	大分市契約監理課		
	藤 恭暢	大分市住宅課		
	首藤賢司	大分市駅周辺総合整備課		
	片桐久夫	片桐構造設計室		
	阿南治利	(有)岩田設計事務所		
河野浩二	K2構造設計(株)			
喜多嶋 茂	自由設計倶楽部			
首藤 茂	(有)しげる設計			
進藤克典	東九州設計工務(株)			
野村晋二	野村1級建築設計事務所			
山本伸二	(有)ケイシン設計			
記録員	板井徹次	(有)芝設計		
	熊本明弘	梅林建設(株)		
	橋迫棟男	(有)橋迫建築設計事務所		
	平田豊治	平田設計事務所		
	渡辺文夫	裕建築設計室		

25.4.1現在